

## 佐賀県建設関連業務条件付一般競争入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、県が発注する測量、設計、調査等に係る建設関連の委託業務（以下「業務」という。）において実施する条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る業務についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。

2 この要領において、「事前審査型」とは、入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

3 この要領において、「事後審査型」とは、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提示したものについて入札後に競争参加資格審査を行い、当該入札者が公告に定める資格要件を満たしていると認めた場合に落札決定する入札方法をいう。

### (対象業務)

第3条 条件付一般競争入札（事前審査型）（以下「事前審査型」という。）は、設計価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める金額未満の業務について実施する。ただし、次項に定めるものを除く。

2 条件付一般競争入札（事後審査型）（以下「事後審査型」という。）は、佐賀県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領（平成31年4月1日施行）第3条第3項で定める業務について実施できるものとする。

### (入札参加資格)

第4条 入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）に基づき発注業務に対応する部門について入札参加資格の決定を受けていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 開札の日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(5) 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされたものでないこと。

(6) 当該業務の他の入札参加資格者（佐賀県建設関連業務共同企業体取扱要領（平成18

年7月7日施行)に定める建設関連業務共同企業体(以下「設計JV」という。)にあつては他の構成員を含む。)と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者(会社)

イ 一方の会社の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下本条において同じ。)が、他の会社の役員を現に兼ねている会社

1) 株式会社の取締役。ただし、次のイからニに掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社

(7) 当該業務において適正と認められる技術士法に基づく技術士の資格を有する者又は建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロの認定を受けた者(測量法に基づく測量の業務にあつては、測量士の資格を有する者)を管理技術者及び照査技術者(測量法に基づく測量業務にあつては管理技術者)として配置できること。

(8) 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

2 発注機関の長は、業務の種類又は性質により、次の各号に掲げる事項を競争入札参加資格委員会(以下「委員会」という。)に諮り決定し、入札参加に必要な要件とすることができる。

(1) 当該業務と同種業務の施行実績があること。

(2) 当該業務において適正と認められる技術者を配置できること。

(3) その他必要な事項

(入札参加資格確認申請等)

第5条 事前審査型の場合において入札参加資格の確認を受けようとする者(以下「申請

者」という。)は、公告の日の翌日から起算して6日(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日、4月30日から5月2日及び8月13日から8月15日の期間(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

ただし、同一入札に設計JVも参加可能とする場合は、公告の日の翌日から起算して8日(休日を含まない。)以内とする。

- (1) 同種業務の実績調書
  - (2) 配置予定技術者調書
  - (3) その他発注機関の長が必要と認めるもの
- 2 事後審査型の場合において申請者は、公告の日の翌日から起算して8日(休日を含まない。)以内に、申請書(様式第5号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。
- (1) 同種業務の実績調書
  - (2) 配置予定技術者調書
  - (3) その他発注機関の長が必要と認めるもの
- 3 前2項のいずれかにおいて、設計JVとして入札に参加する場合、代表者は同項に掲げる添付書類に加え、申請書(様式第2号又は第6号)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。
- (1) 共同企業体協定書
  - (2) 共同企業体編成表

(入札参加資格の確認)

第6条 前条の規定により申請書を提出した申請者の入札参加資格は、各発注機関において設置する委員会に諮り決定するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 前条の規定により入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

(公告)

第8条 公告は、入札参加資格等を佐賀県ホームページに登載して行わなければならない。

2 前項の公告は、委員会に諮り決定するものとする。

(入札説明書等の公表)

第9条 切り抜き設計書、提出資料作成要領、入札説明書等入札参加者の見積りに必要な情報は、公告後速やかに公表するものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第10条 申請者は、前条の規定により公表している情報の内容について、公告の日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）までに書面又は電子メールにより質問をすることができる。

2 質問に対する回答は、速やかに回答するものとする。

（落札決定）

第11条 発注機関の長は、落札者を決定した際は、佐賀県財務規則（平成4年規則第35号）に規定する落札決定通知書により通知するとともに、その他の入札参加者全員にその旨を通知するものとする。

（見積期間）

第12条 入札参加者の見積りに要する期間は、公告の日の翌日から入札開始日（紙入札の場合は入札日）の前日までとし、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含まない。）設定することとする。ただし、第9条に規定する入札説明書等の公表が公告後速やかに行われていない場合は、この限りではない。

（苦情処理）

第13条 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続きに関し異議がある者は、事実を知り得た日から5日（休日を含まない。）以内に説明請求書（様式第4号）により、発注機関の長に理由説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、前項により説明を求められたときは、説明を求められた日から5日（休日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書（様式第4号の2）により回答するものとする。

3 前項の理由説明に不服がある者は、書面による通知をした日から7日（休日を含まない。）以内に苦情申立書（様式第4号の3）により、知事に苦情申立てを行うことができる。

4 前項の苦情申立てが行われた場合には、知事は、60日以内に文書により回答するものとする。

5 前項の回答に当たって、知事は、佐賀県建設工事入札審査会（以下「入札審査会」という。）に審議を依頼するものとする。

6 知事は、第3項の苦情申立てが行われた場合又は前項の入札審査会における審議の結果必要があると認めるときは、当該申立てのあった業務に係る入札又は契約を中止し、又は契約の解除等を行うことができる。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。